

## 第 37 回管理栄養士国家試験 受験者留意事項

### 1 試験日

令和 5 年 2 月 26 日（日曜日）

### 2 開場時間

8 時 20 分

### 3 試験時間

午前 10 時 00 分～12 時 25 分（説明開始 9 時 40 分）

※ 9 時 30 分までには来場し、該当する番号の席につくこと。

午後 13 時 40 分～16 時 20 分（説明開始 13 時 25 分）

### 4 持ち物

受験票、マスク（無地）、筆記用具（HB の黒鉛筆（シャープペンシル不可）、プラスチック消しゴム）

### 5 試験に関する一般事項について

- (1) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (2) 試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具（HB の黒鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票及び事前の申出により特別に許可された物のみとする。  
なお、花粉症等によりティッシュを随時に使用する必要がある場合は、透明のビニール袋等に移し替えることとし、試験開始前に申し出ること。
- (3) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。
- (4) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (5) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (6) 試験場内での喫煙は禁止する。
- (7) 試験場内では、全て試験監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (8) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (9) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診すること。

- (10) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。なお、試験途中で衣服の着脱を行う場合は、挙手の上、試験監督員に申し出ること。事前の申出により特別に許可された場合を除き、膝掛けや座布団の使用は認めない。
- (11) 試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。  
なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (12) 試験場では常時マスクを着用すること（写真台紙の照合（本人確認）時及び昼食時を除く。）。  
なお、マスクは正しく着用し、咳やくしゃみをする時は、更に、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけること。  
会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。
- (13) 体調不良者は、試験監督員に申し出ること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を認めない。
- (15) 濃厚接触者<sup>※1</sup>については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。
- ① 初期スクリーニング（自治体等による PCR 等検査）<sup>※2</sup>の結果、陰性であること<sup>※3</sup>
  - ② 受験当日も無症状であること
  - ③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
  - ④ 終日、別室で受験すること
- ※1 濃厚接触者とは、保健所から直接あるいは間接的に特定された者を指す（感染状況など地域の実情に応じて判断されるため、御不明な点があれば各自治体に御確認ください。）。
- ※2 自治体等の指示する検査に限る（自治体等が指示した場合に限り、受験者自身が入手した抗原定性検査キットによる検査を含む。）。
- ※3 別添の確認票を事前にダウンロードし、必要事項を記載の上、試験場に持参すること。なお、事前に確認票を準備できなかった場合には、当日試験場入口にて確認票を必ず記載すること。また、自治体等から陰性証明書交付されている場合は、併せて試験場に持参すること。
- 確認票**
- ただし、検査の結果が試験当日までに判明しない場合（初期スクリーニングが行われない場合を含む）又はその余裕がない場合、②、③を満たした上で試験場へ来場した者は、別室での受験を認める。

- (16) 海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請される事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。
- (17) 試験場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、抗原定性検査キットによる検査を実施。検査の結果が陽性となった場合は、受験を認めない。陰性となった場合は、別室で受験させる。
- (18) 試験当日に、以下の①～④のいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認の上、受験手数料を返還する。
- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
  - ② 濃厚接触者であり、5(15)に掲げる要件を満たさない者
  - ③ 日本の新型コロナウイルス感染症対策に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者
  - ④ 試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者
- (19) 受験後に、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、申し出ること。
- (20) 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いては、そうした行為を自粛すること。
- (21) 受験者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある。
- (22) 試験当日、以下の①又は②に該当する別室で受験する者については、確認票の提出や抗原定性検査キットによる検査に時間を要することから、説明開始時刻、試験開始時刻及び試験終了時刻を予定より遅らせることがある。
- ① 濃厚接触者
  - ② 試験場で検温し37.5度以上であり、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性であった者
- (23) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ウェブサイト（試験に関する緊急情報）に掲載するので、注意すること。
- (24) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

## 【関連サイト】

- [令和4年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における新型コロナウイルス感染症対策について](#)
- [令和4年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における受験手数料の返還について](#)
- [試験に関する緊急情報](#)（約1週間前から掲載）

## 6 試験に関する照会先

管理栄養士国家試験運営本部事務所

電話番号 03 (5579) 6903

受付時間 9時00分～17時00分（土日祝日を除く、平日）